

石綿障害予防規則の制定について

石綿は、従来から特定化学物質等障害予防規則の第2類物質として、製造、取扱い作業についての規制を行ってきたところです。産業界では、1970年から1990年にかけて大量に輸入され、多くは建材として使用されてきましたが、今後建築物の老朽化による解体工事の増加に伴い、解体工事従事労働者の石綿による健康障害の発生が懸念されます。

石綿含有製品のうち、建材、摩擦材及び接着剤については、すでに製造、使用等が禁止されていますが、今後は建築物の解体等の作業が中心となり、事業者に求める措置内容が特定化学物質等障害予防規則に定める他の化学物質とは大きく異なることから、新たに建築物の解体等の作業におけるばく露防止対策等の充実を図った石綿障害予防規則を制定し、石綿による健康障害防止対策の一層の推進を図ることとしました。

建築物、工作物等の解体、改修等の工事を直接行う事業者に対し、使用する労働者への石綿ばく露防止措置が義務付けられているとともに、対策の実効を期するために、建築物の所有者、管理者にも一定の措置が求められており、平成17年7月1日から施行されます。

対象により、実施すべき項目が異なっていますので、下記の表を参考にしてください。実施すべき事項についての詳細は、別途、日立労働基準監督署第3方面までご相談ください。

建築物等の解体等における石綿等の除去等に対する規制体系

実施すべき事項	解体等の対象	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等			
		石綿等が吹き付けられた建築物等		石綿等が張り付けられた建築物等(粉じんを著しく飛散するおそれのあるもの)	、 以外の建築物等
		耐火建築物又は準耐火建築物	その他		
事前調査					
作業計画					
計画の届出					
作業の届出					
特別教育					
作業主任者					
保護具等					
潤湿化					
隔離					
作業者以外立入禁止					
関係者以外立入禁止					
注文者の配慮					

は、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材をさしています。

建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井/壁 内装材	スレートボード、ケイ酸カルシウム板第1種、パルプセメント板
天井/床 吸音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹付け材
天井結露防止材	屋根折版用断熱材、石綿含有吹付け材
床材	ビニル床タイル、フロア材
外壁/軒天井 外装材	窯業系サイディング、スラグせっこう板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、ケイ酸カルシウム板第1種
耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆板、ケイ酸カルシウム板第2種
屋根材	スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
煙突材	石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材